住所　京都市西京区下津林佃５番地199
　姜雅秀　昭和52年10月15日生
住所　広島市中区堺町２丁目４番24―901号
　姜俊秀　昭和54年５月12日生
住所　京都市西京区松尾木ノ曽町26番地44
　姜和秀　昭和56年11月12日生
住所　京都市伏見区南寝小屋町55番地
　金誠　昭和50年３月７日生
住所　京都府亀岡市北古世町１丁目４番１号
　孫崇允　昭和59年７月３日生
住所　大阪府門真市城垣町24番24号
　邵龍男　昭和52年10月６日生
住所　大阪府大阪狭山市池尻中１丁目19番32号
　李功治　昭和43年12月１日生
住所　大阪府茨木市新堂３丁目25番７号
　黄庫之助　昭和18年３月９日生
　鄭美惠子　昭和22年12月23日生
　黄元信　昭和51年１月20日生
住所　大阪市淀川区木川西１丁目９番25―602号
　李敏子　昭和22年10月１日生
住所　大阪市住之江区南港中２丁目８番31―914号
　李加代　昭和45年11月27日生
住所　大阪市住之江区西加賀屋３丁目２番20号
　潘明鎬　昭和56年７月５日生
住所　大阪府東大阪市寿町３丁目６番19号
　鄭建一　昭和17年12月12日生
　裵豊子　昭和21年３月３日生
　鄭弘典　昭和47年２月４日生
　鄭晋大　昭和48年７月31日生
　鄭雄三　昭和50年１月22日生
住所　和歌山市元寺町５丁目22番地
　金大幹　昭和55年10月26日生
住所　東京都目黒区目黒３丁目10番７号
　李相**尚**　昭和56年12月20日生
住所　山口県下関市綾羅木新町２丁目８番24号
　金在國　昭和25年８月12日生
住所　福井県坂井市春江町中筋三ツ屋812番地
　吉年子　昭和15年12月10日生
住所　埼玉県加須市多門寺440番地29
　李相二　昭和28年10月13日生
　金壽美　昭和32年７月29日生
　李昌熙　昭和58年７月13日生
　李泰熙　昭和60年５月21日生
住所　島根県出雲市平田町2487番地４
　金**尚**子　昭和56年４月３日生
住所　鳥取市吉方111番地
　朴京**蔵**　昭和32年６月13日生
住所　千葉市花見川区花園１丁目６番５号
　朴裕也　昭和58年５月２日生
住所　滋賀県草津市駒井沢町52番地11
　南和孝　昭和37年10月10日生
　卞由根子　昭和40年12月29日生
　南和伸　平成11年２月５日生
　南香帆　平成13年７月25日生
住所　滋賀県大津市逢坂１丁目９番30号
　諸政樹　昭和56年３月４日生
住所　名古屋市天白区植田南１丁目121番地
　朴知章　昭和47年５月10日生
住所　名古屋市千種区自由ケ丘１丁目14番１―305号
　辛達美　昭和39年４月３日生
　安紗央莉　平成３年１月28日生
　安ハル菜　平成６年６月３日生
住所　愛知県春日井市熊野町3133番地６
　柳金鐵　昭和29年４月20日生
　金桂子　昭和35年11月25日生
　柳敬章　昭和61年４月３日生
　柳敬宜　昭和63年７月13日生
住所　愛知県江南市寄木町天道131番地
　吳昭**博**　昭和16年３月８日生
　朴政任　昭和23年12月13日生
　吳篤典　昭和47年４月７日生
住所　愛知県江南市寄木町秋葉92番地
　吳有史　昭和45年10月11日生
住所　愛知県豊川市伊奈町佐脇原634番地22
　張斗千　昭和13年２月３日生
　朴政枝　昭和16年11月17日生
　張奉男　昭和41年６月24日生
住所　愛知県岡崎市西蔵前町１丁目８番地５
　張昌代　昭和38年11月28日生
住所　愛知県豊田市五ケ丘８丁目28番地１
　禹東秀　昭和42年12月６日生
住所　名古屋市南区豊２丁目14番６号
　朴悟美　昭和31年11月29日生
住所　名古屋市南区東又兵ヒ町３丁目14番地２
　朴洋子　昭和33年11月７日生
住所　愛知県稲沢市井之口大坪町79番地１
　龍德行　昭和25年４月２日生
住所　愛知県豊明市二村台３丁目３番地１
　イサチ・タニダ・ゲレロ　昭和56年３月24日生
住所　愛知県日進市赤池南２丁目906番地
　賓廣道　昭和41年３月２日生
住所　愛知県東海市荒尾町恵毛14番地２
　姜徹　昭和40年10月22日生
住所　山口県宇部市大字中宇部1964番地
　方キヨ子　昭和17年11月５日生
住所　長崎県平戸市紐差町1086番地４
　陳良忠　昭和10年３月23日生
住所　兵庫県加古川市尾上町長田208番地９
　鄭千代子　昭和17年５月14日生

○財務省告示第六十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十四年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年二月二十九日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十四年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

表関税暫定措置法別第一の六の項名	輸入数量
一	五・四トン
二	一二・〇トン
三	二七・六トン
四	二二、九〇一トン
五	一、三三四トン
六	一五トン
七	三三・五トン
八	二六・四トン
九	三七、〇八六トン
一〇	四、三七八トン
一一	一六、一〇八トン
一二	六六、八八トン
一三	四、八五四、四三二トン
一四	一、〇三六、一五五トン
一四の二	五三二、八三四トン
一五	三二八トン
一六	九、〇九四トン
一七	一〇五、三九一トン
一八	一五、一八四トン
一九	六四二トン
二〇	三二〇トン
二一	二二、〇六二トン
二二	四七五トン
二三	四、四五三トン
二四	二七トン
二五	〇トン
二六	四、六九八トン
二七	一〇、八六六トン
二八	四トン
二九	四二五トン

○財務省告示第六十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十四年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年二月二十九日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十四年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十七万七千五百四十七トン
二　冷凍牛肉　二十五万五千八百四十六トン